

その猫を、近所の「悪者」にしないために

近年、猫の糞尿被害などに関する住民からの苦情や相談が、保健所に多く寄せられています。「猫のため」と思っていた行為が、かわいそうな猫を増やしてしまっているかもしれません。

猫に餌を与えている方は、ご自分の飼い猫として責任を持って管理し、以下の点を守ってください。

- 1 自分で管理する猫には、首輪などで目印をつける。
- 2 自分で管理する猫のみに、決まった時間に決まった場所で餌を与え、残った餌を置きっぱなしにしない。
- 3 餌を与えている場所には猫用のトイレを設置して、ご近所の方の庭先などに猫が糞尿をしないようにする。
- 4 餌を与えている猫には、必ず不妊又は去勢手術を実施する。
- 5 必要に応じて、地域の方の理解を得る。
- 6 可能な限り、馴らしながら室内で飼う。

《解説》

外にいる猫に、「お腹空いていないかな？」と思いやる気持ちから餌を与えるだけという行為は、その思いやる優しい気持ちとは逆に、多くの猫を不幸にしているかもしれません。

外で猫に餌を与えていると、その場所には他の猫も集まってきます。その猫たちが、ご近所のあちこちで排泄をしてしまいます。そこが大事に育てている家庭菜園や花壇であったとしてもです。餌は置きっぱなしにせず、食べさせる時だけ用意し、食べさせた後は必ず食器も片付け、ご自分の敷地内には、猫用のトイレを設置しましょう。

また、不妊又は去勢手術していない猫が外で生活すれば、メス猫はごく自然に妊娠し1匹で年間10匹程度の子猫を出産します。例えば3匹のメス猫がいれば1年後には30匹になってしまうこともあります。オスもメスも、望まない子猫を産まないよう、必ず手術をしましょう。

猫がご近所から「悪者」と思われないように、ご近所の迷惑にならない飼い方をしていきましょう。

飼い猫についても外に出して飼育していると、糞尿等の苦情の原因となる場合があります。室内での飼育と不妊去勢手術の実施をお願いします。

猫の飼い方についてのご相談は、長野保健所にお問い合わせください。
長野保健福祉事務所(長野保健所)
食品・生活衛生課 乳肉・動物衛生係
電話:026-225-9065(直通)